

## 千葉市病院局職員の過重労働による健康障害防止対策実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の8及び第66条の9、並びに千葉市病院局の職員の安全衛生管理規程（平成23年病院局規程第16号）に基づき、病院局職員の過重労働による健康障害の防止対策の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 千葉市職員定数条例(昭和24年千葉市条例第31号)第2条第1項の表に掲げる者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者で、病院局の職員をいう。
- (2) 時間外勤務等 正規の勤務時間を超えて勤務したもの及び休日等において正規の勤務時間中に勤務したものをいう。
- (3) 産業医等 産業医及び第7条に規定する面接医をいう。

### (過重労働者)

第3条 この要領において、次の各号に該当する者（管理職を含む。）を過重労働者とする。

- (1) 前月の時間外勤務等が80時間を超える職員
- (2) 直近2～6か月平均の時間外勤務等が月80時間を超える職員
- (3) その他産業医が必要と認めた職員

### (面接の区分)

第4条 過重労働者又は過重労働を自覚する職員に対する面接指導（以下「面接」という。）は、次に掲げる区分により実施する。

#### (1) 勧奨面接

##### ア 対象

次のいずれかに該当する職員

- (ア) 前月の時間外勤務等が80時間を超える職員
- (イ) 直近2～6か月平均の時間外勤務等が月80時間を超える職員

##### イ 実施内容

対象職員からの申出により、産業医等との面接を実施する。

ただし、産業医が必要と認める場合は、対象職員からの申出がなくとも面接を実施する。

#### (2) 予防面接

##### ア 対象

次のいずれかに該当する職員

- (ア) 勧奨面接には該当しないが、長時間にわたる時間外勤務等を行い、過重労働を自覚する職員
- (イ) その他産業医が必要と認めた職員

##### イ 実施内容

対象職員からの申出又は産業医が必要と認める場合に、産業医等との面接を実施する。

#### (勸奨面接の通知)

第5条 産業医は、産業医等との面接を受けるように、勸奨面接の対象職員に通知するものとする。

#### (所属長の責務)

第6条 所属長は、前条の通知があった場合、対象職員に産業医等との面接を受けさせるため、必要な措置を講ずるものとする。

#### (面接の実施者)

第7条 面接は、原則として産業医が実施する。ただし、産業医が認める場合、外部から派遣される医師（以下「面接医」という。）が実施することができるものとする。

#### (産業医等の面接の報告)

第8条 産業医等は、面接の実施後、面接指導実施報告書兼事後措置に係る意見書（様式第2号）を作成する。なお、産業医等が対象職員の健康保持のために就業上の措置が必要と判断した場合は、面接指導実施報告書兼事後措置に係る意見書（様式第2号）に事後措置に係る意見として、その旨を記載するものとする。

2 産業医は、前項により作成した面接指導実施報告書兼事後措置に係る意見書（様式第2号）を所属長へ送付するものとする。

3 面接医が面接を実施した場合、面接医は、第1項により作成した面接指導実施報告書兼事後措置に係る意見書（様式第2号）を産業医へ送付し、産業医は送付された面接指導実施報告書兼事後措置に係る意見書（様式第2号）に必要に応じて意見を付し、所属長へ送付する。

#### (産業医等との面接の事後措置)

第9条 所属長は、面接指導実施報告書兼事後措置に係る意見書（様式第2号）に産業医等から事後措置に係る意見があった場合は、就業上の措置について検討するものとする。その際講じた措置及び講じようとする措置の内容（これらの措置を実施しない場合にあっては、その旨及びその理由）を面接指導実施報告書兼事後措置に係る意見書（様式第2号）に記載し、産業医へ送付するものとする。

#### (産業医等以外の医師の面接)

第10条 対象職員が産業医等以外の医師と面接をした場合において、産業医等との面接に相当すると認められた場合は、産業医等との面接に代えることができる。その際、対象職員は、当該面接結果を産業医へ報告しなければならない。

#### (面接指導を受けるのに要する時間のサービスの取扱い)

第11条 産業医等との面接に要する時間は、原則勤務時間として取り扱う。

#### (過重労働による健康障害防止対策に係る文書の保存)

第12条 過重労働による健康障害防止対策に係る文書は5年間保存する。

#### (補則)

第13条 この要領に定めるもののほか、事務の処理に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。